

別記様式第2号（第3条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
			長さ	センチメートル
			幅	センチメートル
			高さ	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置		(変更前)		
※ 保管場所標章番号				
上記の事項について届出をします。				
警察署長 殿		〒 () 年 月 日		
		住所		
		届出者 (ふりがな)		
		氏名		
		電話 () 局 番		

申請行政書士の資格がない者が、報酬を得て、業として罰則書類を作成する役又は法律で禁止されている罰金

- 備考
- 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあつては「新規」の文字を、法第7条第1項（第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあつては「変更」の文字を○で囲むこと。
 - 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあつては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあつては「軽」の文字を○で囲むこと。
 - 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
 - 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
 - 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であつて届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の前日15日以内に保管場所とされていたとき。
 - 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
 - 4(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

※ 下記の該当欄を記入してください。

保管場所	所有区分	収容可能台数	現有車両	申請車両	1. 増車	申請自動車の登録番号	連絡先
	1. 自己単独	台	1. あり 大型 台		2. 買替	旧車の車台番号（買替の場合）	
	2. 他人		普通 台		3. その他		
3. 共有	軽 台		2. なし		電話 () -		

